

ケアハウスささえ

運営規程



社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団

入居契約時必要書類

(施設 ・ 契約者 ・ 身元保証人 ・ 返還金受取人 各1通 保有)

目次

第1章	総 則	3
第1条	(目的)	3
第2条	(管理運営方針)	3
第3条	(各種サービス内容)	3
第4条	(定員)	3
第5条	(入居者の資格)	3
第2章	職 員 及 び 職 務	4
第6条	(職員の区分及び定数)	4
第7条	(会議)	5
第8条	(記録及び報告)	5
第3章	入 居	5
第9条	(入居の申し込み)	5
第10条	(入居希望者の面接調査)	6
第11条	(入居選考委員会)	6
第12条	(入居の諾否)	6
第13条	(入居の手続き)	6
第14条	(身元保証人)	6
第15条	(利用料等の支払)	7
第4章	生 活 及 び 生 活 支 援	7
第16条	(施設サービス基本方針)	7
第17条	(相談、助言)	7
第18条	(食事)	7
第19条	(共同浴室)	8
第20条	(自主活動)	8
第21条	(日常的介護等援助)	8
第22条	(洗濯)	8
第23条	(案内、連絡)	8
第24条	(郵便物及び新聞)	9
第25条	(専用居室)	9
第26条	(共用施設・設備)	9
第27条	(保健衛生)	9
第28条	(外出、外泊)	9
第29条	(訪問及び部外者の利用)	9
第30条	(小動物の飼育)	9
第31条	(政治、宗教活動の禁止)	10
第32条	(門限)	エラー! ブックマークが定義されていません。
第5章	防 災 及 び 緊 急 時 ・ 事 故 発 生 時 の 対 応	10
第33条	(防災)	10
第34条	(急病等緊急の対応)	10
第35条	(事故発生時の対応)	10
第6章	共 同 生 活 の 秩 序	11
第36条	(入居者の心得)	11
第37条	(入居者懇談会)	11
第7章	そ の 他 運 営 に 関 す る 留 意 事 項	11
第38条	(苦情処理)	11
第39条	(個人情報保護)	11

第40条	(虐待防止に関する事項)	11
第41条	(身体的拘束等)	12
第42条	(その他運営に関する留意事項)	12
第8章	雑 則	12
第43条	(改正の手続き)	12
第44条	(施行細目)	12

この規程は、社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団が設置経営する「ケアハウス ささえ」(以下「甲」という。)入居契約書 第5条 により定めるものであり、甲及び利用者(以下「入居者」という。)がその適応を受ける。

第1章 総 則

第1条 (目的)

この規程は、国の定めた「軽費老人ホーム設置運営要綱」(以下「国の要綱」という。)及び、県の定めた「社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下「県条例」という。)に基づき施設の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と入居者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条 (管理運営方針)

甲は、入居者の一人ひとりが自立した生活を営み、安心して快適で充実した日々を送ることができるよう生活環境を整え、過不足のないサービスを提供することを方針とする。

第3条 (各種サービス内容)

甲は、以下のサービスを提供するものとする。

- (1) 各種生活相談及び助言
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴の準備
- (4) 災害、疾病などの緊急時の対応
- (5) 居宅サービス等の利用に係る援助
- (6) 自主活動への協力
- (7) その他、国の要綱および県条例に基づく必要なサービス

第4条 (定員)

施設の定員は30名とする。

第5条 (入居者の資格)

施設に入居できる者は、概ね次に掲げる各号に該当する者とする。

- (1) 年齢は原則として60歳以上であること。但し、夫婦(婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の場合は、いずれか一方が60歳以上であればこの限りではない。
- (2) 身寄りがいないか、又は家庭の事情により家族と同居して生活することが困難で

あること。

- (3) 常時介護を必要としない、原則自力で日常生活を営むことができること。
- (4) 伝染病疾患がなく、かつ問題行動が伴わない方で共同生活が可能であること。
- (5) 資産、所得及び仕送り等の収入があつて所定の使用料を負担することができること。
- (6) 身元保証人が得られること。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

第2章 職員及び職務

第6条 (職員の区分及び定数)

1. 国の要綱及び県条例に従い、次の職員を置く。
 - ① 施設長 1名
 - ② 生活相談員 1名
 - ③ 介護職員(清掃等業務)1名(非常勤3名)なお、調理員は業者委託により配置しない。
2. 前項に掲げる各職員の職務分掌は次のとおりとする。

① 施設長

管理運営方針に基づいた施設運営と、業務の適正且つ円滑な執行についての責任を負う。

- (1) 事業計画、予算、事業報告、決算の作成に関すること
- (2) 職員の人事管理に関すること
- (3) サービス、施設、設備の管理に関すること
- (4) 規則、規程等の作成、改廃に関すること
- (5) 入居者との契約に関すること
- (6) その他業務統括に関すること

② 生活相談員

施設長の命を受けて入居者が安心して施設での生活ができるためのサービス全般について企画指導助言及び管理に従事すると共に、これについて責任を負う。

- (1) 入居者の入・退居等その他異動に関する事
- (2) 入居者の個別的相談業務に関する事
- (3) 食事, 入浴サービスに関する事
- (4) 緊急時対応の対応方法の徹底, 入居者と身元保証人, 関連機関との調整に関する事
- (5) 居宅サービス等の利用に係る援助に関する事
- (6) 生きがい活動への助言, 支援に関する事
- (7) その他, 国の要綱及び県条例に基づく必要なサービスに関する事

③ 介護職員

施設長の命を受けて入居者が安心して施設での生活が出来るよう, 生活相談員と連携の上で日常生活支援を行なう。

- (1) 施設の共有部分の衛生, 安全に関する事
- (2) その他, 施設長の指示する事項に関する事

第7条 (会議)

事業の円滑な運営を目的に, 次の会議を開催する。

(1) 連絡会

施設長, 生活相談員, 栄養士, 介護支援専門員を構成員として月1回以上会議を開催する。会議の進行・記録は生活相談員が行う。心身の機能低下等により自立した生活が困難な入居者に対する支援について話し合う。

第8条 (記録及び報告)

担当者は, 日常の業務を記録し, 月1回月次報告書と共に施設長に提出する。

第3章 入 居

第9条 (入居の申し込み)

施設に入居を希望する者は, 次に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 入居申込書
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 収入申告書
- (4) 健康診断書
- (5) 身元保証人届
- (6) 返還金受取人届

第10条（入居希望者の面接調査）

甲は、入居申し込みがあった場合は本人及び身元保証人と面接を行い、生活状況、家庭の状況、健康状況、収入状況等について調査し、第11条にいう入居選考委員会に諮る。

第11条（入居選考委員会）

1. 入居者としての資格が適正かどうかを判断するため、入居選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会の構成及び運営については別に定める。

第12条（入居の諾否）

1. 第10条及び第11条に規定する面接調査並びに委員会の選考の結果、入居が適当と認められた者に対しては入居承認決定書、入居が不適当と認めた者に対しては入居不承認決定書を本人に郵送する。
2. 前項の通知は、申し込みのあった日から原則20日以内に行うものとする。

第13条（入居の手続き）

1. 前条の規定により、利用を承認された者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - ① 入居契約書
 - ② その他甲が必要と認めた書類
2. 入居にあたっては、本人及び身元保証人、返還金受取人と甲とが入居契約書をもって入居契約を取り交わす。また、契約書に付随して、本運営規程について詳細に入居者本人に説明するものとする。

第14条（身元保証人）

身元保証人は、独立の生計を営む者とする。但し、未成年者、成年被後見人、又は破産者であってはならない。

第15条（利用料等の支払）

1. 入居者は別表に定める月額使用料等前月分を毎月15日までに甲の指定する方法で支払うものとする。
2. 入居または退居にともなって、1カ月に満たない期間を利用した場合の事務費、生活費は、日割り計算によって精算するものとする。
3. 使用料等の支払いは、自動引き落としまたは振込みによる支払いのいずれかとし、入居時にその方法を甲と入居者で決定するものとする。
4. 事務費の減額を希望するものは、入居時及び翌年以降は毎年3月末までに入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付して県の定める「収入申告書」と共に、甲に対し申請を行うものとする。
5. 利用料（光熱費）の算出のため、毎月末頃、各居室のメーター検針を行う。
6. 事務費徴収額は、収入申告書の提出（3月末）により、県の定める「軽費老人ホーム事務費徴収額認定事務要領」に基づき、施設長の決裁により決定し、その年の使用料決定書を交付する。県から徴収額の変更通知があった場合はその通知に基づいて精算する。

第4章 生活及び生活支援

第16条（施設サービス基本方針）

施設が提供するサービスの基本方針は次のとおりとする。

- (1) 安全で快適な生活を支援する。
- (2) 自由で自立した生活を支援する。
- (3) 安心でやすらぎのある生活を支援する。

第17条（相談、助言）

甲は、入居者から生活上の相談を受けた場合は、プライバシーを守り、誠意をもって対応し、適切な助言を行うものとする。

第18条（食事）

1. 甲は、入居者に対して毎日、栄養士により高齢者の健康と栄養バランス、入居者の嗜好や季節感等を考慮して作成された献立に基づく食事を3食提供するものとする。
2. 食事時間は、概ね次のとおりとする。
朝食 8時00分～9時00分
昼食 12時00分～14時00分
夕食 18時00分～19時00分
3. 食事の場所は原則として食堂とする。但し、入居者が自分で運搬を行うか自分の

管理のもとに運搬し、かつ原則として前項に掲げる時間内に食器を返却する場合は、居室で食事をとることは差支えない。

4. 1週間毎の予定献立表は10日前までに明示するものとする。
5. 外出、外泊等の理由で食事が不要となる時は1週間前までに欠食届を提出した場合は生活費から材料費分として別に定める金額を差し引くものとする

第19条（共同浴室）

1. 共同浴室の利用日は原則毎日とし、入浴準備は甲が行う。
2. 入浴時間は13時30分～22時30分までとする。
3. 入浴に際しては、別に定める「入浴のマナー」を守り、他の入居者に迷惑となる行為等をしてはならない。
4. 感染症の疑いがある場合等は自室の浴室を利用することとする。

第20条（自主活動）

1. 入居者は、別に定める「グループの活動ルール」に基づき、共用施設、設備を使って自由に趣味や教養活動、自主的なクラブ活動等を行うことができる。
2. 全入居者が参加するもの等以外の活動費は参加者の負担とする。
3. 甲は、自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。
4. 活動の周知は掲示をもって行い、その参加は自由とし、強制勧誘は行わない。

第21条（日常的介護等援助）

1. 甲は、緊急又は一時的な援助は行うが、日常生活における介護援助等の継続的な援助は行わない。
2. 甲は、入居者が身体状況等の変化により日常生活に介護等援助が必要になった場合、訪問介護等の居宅サービスを利用できるよう、関係機関等への連絡等の必要な対応を行うものとする。
3. 前項の場合、利用はあくまでも入居者自身又は身元保証人の判断で行うものとし、甲は利用についての責任を負わない。
4. 前項に伴う費用は、入居者が負担する。

第22条（洗濯）

1. 洗濯は、ランドリー室において行い、使用時間は6時30分から20時00分までとする。
2. 洗濯物の乾燥は、各自の居室又はバルコニー設備、ランドリー室の乾燥機を使用すること。

第23条（案内、連絡）

案内又は連絡事項は、館内放送又は掲示板、回覧板等で行う。

第24条（郵便物及び新聞）

郵便物及び新聞は、3階に設置する郵便受けに甲が投函する。書留等の特殊郵便物、宅配等による小荷物は、感染症予防等を踏まえて甲が直接引き渡す場合がある。

第25条（専用居室）

居室の日常的な維持管理及び清掃は入居者が行うものとする。

第26条（共用施設・設備）

1. 共用施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、甲と第37条(入居者懇談会)で協議のうえ決定するものとする。
2. 入居者は、専用居室及び決められた共用施設の場所以外に私物を置いてはならない。
3. 共用施設・設備等の清掃、維持管理は甲が行うものとする。

第27条（保健衛生）

1. 入居者は、常に健康の保持及び疾病の予防に努めなければならない。万一健康に異常を認めたときは、速やかに甲へ申し出て必要な処置を受けることとする。
2. 甲は、入居者の定期健康診断を年1回以上実施し、その記録を保存する等により入居者の日常の健康管理に配慮しなければならない。
3. 入居者は、甲が行う健康診断を特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。
4. 甲は、入居者に対し、随時保健衛生の知識の普及並びに指導を行うものとする。
5. 甲は施設内の居室、共有部分の害虫駆除を年2回実施する。入居者は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

第28条（外出、外泊）

外出、外泊は自由とするが、緊急時の連絡等のために事前に外出・外泊届(様式 10)により連絡先等を甲に届け出ておくものとする。

第29条（訪問及び部外者の利用）

1. 訪問は自由とするが、事故防止のために面会票に記入のうえ1階事務室に提出することとする。
2. 訪問者等を宿泊させる時は、宿泊届を予め甲へ届出をすること。
3. 入居者の一時的な疾病等により、介護等のために近親者等を居室に宿泊させる場合は甲と入居者との相談によりその期間を定める。
4. 訪問者等が訪問・宿泊する場合で、食事を希望する時は食事追加希望届を前日までに届け出るものとする。食事代は別に定める金額とする。

第30条（小動物の飼育）

入居者は、専用居室において、小鳥、魚類以外の動物を飼育しようとする場合は、予め施設長の許可を得ることとする。但し、許可を受けた場合であっても、他の入居者の迷惑と

なる場合は許可を取り消すことがある。

第31条（政治、宗教活動の禁止）

入居者は、専用居室以外の場で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。また、他の入居者にそれらへの参加を強要してはならない。

第32条（門限）

門限は原則として22時とする。外出、外泊などで帰省が止むを得ず門限時刻以降となる場合は予め宿直者へ連絡すること。

第5章 防災及び緊急時・事故発生時の対応

第33条（防災）

1. 甲は、非常災害等の緊急の事態に備えて、取るべき措置について予め対策を立てると共に、職員及び入居者の防災意識の高揚に努め、定期的に必要な訓練を実施しておかなければならない。
2. 甲及び入居者は火災防止に努めると共に、万一火災非常事態の発生又は危険を知った場合は関係責任者等の指揮に従うと共に、互いに協力し合ってその被害を最小限度に止めるように努めなければならない。

第34条（急病等緊急の対応）

1. 入居者は、身心の急変等で職員の対応が必要になった場合には、24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。
2. 甲は、入居者から緊急対応の要請があった場合、速やかに予め届け出ている近親者等や医療機関への連絡を行う等適切な対応を行うものとする。

第35条（事故発生時の対応）

1. 甲は、事故の発生又はその再発を防止するため、法令等において規定されている必要な措置を講ずるものとする。
2. 甲は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 甲は、発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
4. 甲は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第6章 共同生活の秩序

第36条（入居者の心得）

入居者一人一人が、安心して快適で充実した生活を自立して営むことができるように、相互の尊厳とプライバシーを尊重すると共に、共同生活の秩序を保つために必要なマナーを心得て生活することとする。また心身の機能低下がみられる場合には互いによく理解し合い、相互に負担とならないように配慮しつつささえ合う。

第37条（入居者懇談会）

ケアハウスささえ入居契約書第4条(運営懇談会)に基づき、入居者懇談会を開催する。入居者懇談会への参加は自由とする。

第7章 その他運営に関する留意事項

第38条（苦情処理）

1. 甲は、その提供したサービスに係る入居者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
2. 甲は、その提供したサービスに関し、県ら指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
3. 甲は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に可能な限り協力するものとする。
4. 甲は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して県等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の県が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

第39条（個人情報保護）

1. 甲は、入居者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 甲が得た入居者又はその家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第40条（虐待防止に関する事項）

1. 甲は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 甲は、サービス提供中に、当該ケアハウスの職員又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

第41条 (身体的拘束等)

1. 甲は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
2. 甲は、身体的拘束等の適正化を図るため法令等において規定されている措置を講ずるものとする。

第42条 (その他運営に関する留意事項)

1. 甲は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1)採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2)継続研修 年1回以上
2. 甲は、正当な理由なしに、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、これらの秘密を保持する。
3. 甲は、職員であった者が、正当な理由なしに、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とするものとする。
4. 甲は、入居者に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人西中国キリスト教社会事業団とケアハウスの施設長との協議に基づいて定めるものとする。

第8章 雑 則

第43条 (改正の手続き)

この規程を改正、廃止しようとするときは、入居者懇談会の意見を聴くものとする。

第44条 (施行細目)

この規程を定めるものの他、施設の管理、運営その他必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、1995年(平成7年)2月1日から施行する。

この規程は、2017年(平成29年)6月14日から施行する。(軽微な表現の変更)

この規程は、2018年(平成30年)9月19日から施行する。(ランドリー室使用時間の変更)

この規程は、2021年(令和3年)5月1日から施行する。(定員の変更, 及び軽微な表現の変更)

この規程は、2023年(令和5年)7月1日から施行する。(第5章に事故発生時の対応を追加, 第7章その他運営に関する留意事項を新規挿入し、これまでの第7章は第8章に変更, その他軽微な表現の変更)

この規程は、2025年(令和7年)7月1日から施行する。(食事の献立明示日、欠食届の提出日の変更)